

(仮称) 布引の森整備に伴う国道307号出入口の安全対策を求める意見書

東近江市が日野町北脇地先において子ども達の環境学習の場として(仮称)布引の森整備事業を計画されており、地方自治法第244条の3第1項の規定により、公の施設の区域外設置について日野町と東近江市との間において協議するため同条3項の規定により日野町議会の議決を求められているところであります。

この計画の趣旨については、里山を保全、再生し、人と自然のつながりを育み、自然の恵みを後世に引き継いでいくために自然環境学習施設を設置されることであり、賛同できるものです。

しかし、新たに出入口を設置する計画をされている箇所周囲の道路事情、通行車両の安全管理面においては、下記のとおり非常に危険であり、且つ事故が発生することも想定しなければならない状況です。

記

- ・主要幹線道路である国道307号は、通行車両が多い上、急勾配やカーブで見通しが悪く危険な道路構造であり、登坂車線や融雪装置も設置されています。
- ・国道307号はスピードを出す車両が多く、現在でも短区間に布引斎苑、滋賀県警察本部機動警察隊、中部清掃組合、日野第二工業団地があり、車両の出入りについては常に危険度が高い状況であります。

さらに、(仮称)布引の森整備に伴い日野町側に出入口や右折レーンの設置をされますと、国道307号の危険箇所を助長することにもなりかねないと危惧されます。

特に、当箇所での右折はカーブを伴う坂道であり、路面湿潤時の滑走の危険も伴うことから、(仮称)布引の森への利用者のみならず通行車両全般に影響が生じることが想定されます。

つきましては、(仮称)布引の森をはじめ5箇所の公的施設等が集中することから、出入口を統合するなど安全性が担保される道路環境となるように検討されることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月23日

滋賀県蒲生郡日野町議会

議長 杉浦 和人